

乗務中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理について

今後、夜間400km(1日500km)を超える高速乗合バスの運行を行う場合には、**乗務中の体調報告**(平成25年8月1日から適用)、**デジタル式運行記録計による運行管理**(平成26年1月1日から適用)を行う必要があります。

(1) 乗務中の体調報告 (平成25年8月1日～)

ワンマン運行で一運行の**実車距離が夜間400km(1日500km)**を超える運行を行う高速乗合バスの運転者は、当該運行の**実車距離100kmから400km(1日500km)**の間にあるいずれかの休憩地点において運行管理者又は補助者に体調等を報告する必要があります。

※運行管理者等はその結果を点呼簿等に記録して下さい。



1人乗務の場合



休憩地点到着時、運行管理者に体調等を報告



交替時、休憩時はできる限り毎回、運行管理者等に体調報告することが望ましいです。

(2) デジタル式運行記録計による運行管理 (平成26年1月1日～)

夜間ワンマン運行で一運行の**実車距離が400km**を超える場合又は**1日の乗務の合計実車距離500km**を超える場合は、車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければなりません。

デジタル式運行記録計

